不況の今日民業を奪ふは不可なりと云ふに在る。

この点は勿論困難なる問題であり、慎重に考慮すべきは云ふまでもないが、特に清酒の専賣を困難ならしむる根本的理由ではないと思はれる。而してこの困難は決して克服し得ざるものではないと考へられる。この点については清酒専賣の実施方法について述べる際に更に詳述すること、する。

かくて、在來の天然清酒による専賣は殆と実施不可能とされて來たのであるが、合成清酒による専賣は決して実施不可能ではないと云へる。合成清酒による清酒専賣の可能性について疑ひ得ないものと思ふ。

第七節　合成清酒による清酒専賣の利益

合成清酒による清酒専賣の利益についてはこゝに更めて述ぶるまでもなく、清酒専賣の利益、合成清酒の利点等について既述せるところよりして、その大体を推察し得るであらうと思はれる。然し、こゝでは既述せるところを簡明に摘記し、合成清酒による清酒専賣の利益について一層詳細に述べることとしよう

合成清酒による清酒専賣の実施は財政上、社會政策上、保健衛生上幾多の利益がある。

既に述べたるがごとく、非常時財政の先づ第一に要求するところは國庫への増收が可能であつて、然かも彈力性に富むことである。而して合成清酒による清酒専賣のごときはよくこの要求に対応し得るものと云へるのであつて國家の財政收入は一層増加し、然かも彈力性に富むことならうと期待されるのである。

いま政府が從來の清酒製造設備、製造權、商標權等清酒製造に関する一切の設備、權利を買收し、政府が之に代つて合成清酒の製造販賣を行い、その製造したる合成清酒を從來の清酒と大体同様の價格にて販賣するものとする。この場合には政府は從來得つゝあつた稅收入の外に從來清酒醸造家が收めてゐた利潤をも得ること、なり、更に既に述べたるごとき合成清酒の諸利点よりして、合成清酒は安き原料を用ひ、生産能率を高からしめ極めて経済的に製造が出來るのみでなく、腐敗等に因る損失を免れることが出來るから、其の生産原價は從來清酒のそれに比して著しく低下し得、又從來民営下に於ては宣傳、広告、招待、外装等に可なりの冗費を伴つてゐたのを可なり節約し

得るからして、生産及販賣費の節約が行はれること、なり、そのために國家の財政收入は一層增加するであらう

次に數字を擧げて詳しく說明すること、しよう

政府が合成清酒專賣實施に要する資金約八億九千百万円を三分半利附公債額面總額九億四百万円の發行によつて調達すること、し、一ヶ年四百万石の合成清酒を製造し、其の中二百万石は樽詰、殘り二百万石を壜詰として販賣すれば、其の收支差引純益金は約三億五千百二十二万円であつて、之を昭和八酒造年度に於ける清酒稅收入一億大千四十八万円余に比し、約一億九千七十四万円の增收となるのである。（合成清酒專賣實施に要する資金及び其の收支計算の一例參照）

固よりこれは大体の數字であるが、それにしても合成清酒による清酒專賣の實施が國家財政收入上に及ぼす利益の極めて大なることが知られる。

尙昭和九年に於ける酒精及酒精含有飲料稅收入は約四百十万円であるが、仮りにその全部が合成清酒の稅收入であるとすれば、それだけは合成清酒による清酒專賣の實施により減少となるわけである。然し僅かに四百万円程の金額に過ぎない。又合成清酒による清酒專賣實施の結果、酒造業者がなくなり、清酒販賣業者は單に手數料を得ること、なるために彼等が從來納めつゝあつた所得稅、營業權益稅などが減收となることは看過してはならないこと勿論である。然しながら一方專賣の實施により取締及徵稅の費用を節約し得ることも考慮する必要がある。

ともかく、合成清酒による清酒專賣が國家の財政收入上莫大なる利益をもたらすことは疑ひ得ないであらう。

註、神戸正雄、「增稅及整稅論」（昭和十年）　三七三頁參照

更に專賣となれば國家の財政收入は著しく彈力性に富むこと、なり、非常時局の要求によく對應し得ることは既述のごとくである。

又合成清酒による清酒專賣の實施により、負担の公平を期し得る等の社会政策上の利益がある。

尙合成清酒による清酒專賣の實施は既に述べたところの保健衛生上の效果を擧げ得ることは云ふまでもないが、合成清酒は、有害なる作用をなし宿酔の原因となるところのフユーゼル油」を痕跡と云ふ程度で添加してゐるに過ぎず、また衛生的に有害なる「サリチール酸」を使用しないからして、合成清酒が國民保健上より觀ても在來の天然清酒に比して遙かに優つてゐる

ことは既述せるごとくであり、合成清酒による清酒専賣の実施が國民保健上にも亦大なる利益あることは明白であらうと思はれる

（附録）　合成清酒專賣実施に要する資産及び其の收支計算の一例

政府が從來の清酒製造設備、製造權、商標權等清酒製造に関する一切の設備、權利を買收し政府が之に代り合成清酒の製造販賣を実施する場合に要する資金は大体次の如く計算される。

一金八億九千百万円也　所要総資本金

内譯

一金大億六千四百万円也　現業者への賠償額

本邦内地清酒年産高を四百万石とし、一石当り平均賠償額を百六十六円と仮定した。

一石当り平均賠償額の算定は三共株式會社にてなしたる方法に據る。

同方法に於ては本邦内地清酒醸造家は其の製造高の大小に依り

一、機械、器具、容器其の他の設備に於て非常に優劣のある事

二、商標價格も亦非常の差異ありて其の最高價格は一商標にて五十万円以上もする事等の理由に因り、清酒醸造家を七等級に區別し其の各々の賠償額を次の如く定めた。

等級	資格	石当り賠償額（円）	石数率	石数（万石）	價格（千円）
一等	一万五千石以上の醸造場及東京市場に於て桶切酒の販売を受くる者	三五〇	百分ノ七	四二	一四七、〇〇〇
二等	八千石以上	三〇〇	百分ノ五	三〇	九〇、〇〇〇
三等	五千石以上	二五〇	百分ノ五	三〇	七五、〇〇〇
四等	二千八百石以上	二〇〇	百分ノ六	三六	七二、〇〇〇
五等	千五百石以上	一八〇	百分ノ八	四八	八六、四〇〇
六等	五百石以上	一五〇	百分ノ三七	二二二	三三三、〇〇〇
七等	五百石以下	一〇〇	百分ノ三二	一九二	一九二、〇〇〇
合計	六〇〇万石	一石当り平均賠償價格 一六五・九円			九九五、〇〇〇

上記表中は清酒のみならず焼酎其の他酒精含有飲料を含むが（焼酎は酒精分九十五パーセントに換算せるもの一石を以て清酒一石相当とし、酒精含有飲料は三石を以て清酒一石相当とす）大勢を知るには妨げなきものとして上記の計算法に據ること、した。尚醸造に必要なる容器、機械、器具、壜詰設備、醸造用井水設備及精米設備等は全部之を提供せしめ、現在所有する清酒及土地家屋は現業者の所有とする。

一金一億六千万円也　新規製造に要する固定資金

合成清酒四百万石製造に要する建物及設備、容器一切

用地費、建築費及び設備費を石当り三十円とし、容器を石当り十円とした（三共株式会社の計算法に據る）

一金六千七百万円也　運轉資金

運轉資金は製品たる合成清酒を樽詰にて販賣する場合に依り異るが本計算では年産四百万石中其の半分は樽詰にて、残り半分は壜詰にて販賣するものと仮定した。

尚合成清酒の仕込より藏出し迄一ヶ月を要し更に賣上金回収に三ヶ月を要するとすれば資金は年三回の回転となるを以て製造販賣に要する總支出中より販賣者への口銭及び固定資本に対する利子を引去りたる次のもの、即ち

一金六千八百万円也　四百万石仕込勘定

現在理研酒等の生産原價は十七、八円であり、大量生産になれば割安となることは勿論である。石当り十七円として計算した。実際はもつと安くつくであらう。

一金千二百万円也　製造費以外の経費
現在個人経営にては石当り十円を標準とするが、大規模経営になること、
及び広告費等を節約し得る等のために石当り三円とする
一金三千六百万円也　二百万石樽代
現今の樽代を参酌し、最低一挺三円五十銭、最高十二円五十銭の平均八
円、即ち石当り二十円なるも、之を自給し一割の節約をなし得ると仮定
し石当り十八円とす。
一金七百五十万円　樽詰二百万石包装及荷造費
一挺一円五十銭石当り三円七十五銭とす。
一金二百七十六万円也　樽詰二百万石運賃及配達費
現在にては石当り一円八十八銭なるも各地に工場を設置すること及び大
輸送に纏め得る事より石当り五十銭は節約し得るとして一円三十八銭と
した。
一金七千万円也　二百万石用壜代、箱代、其の他包装、荷造費
一升壜詰一本に要する壜代、箱代（二十四本詰）包装費、荷造費共三十
五銭、石当り三十五円とす。尚実際に於ては次年度よりは四割見当の古

壜を使用し得るを以て新壜一本十五銭、古壜一本（運賃共）十二銭五厘
とし、古壜使用一本当り二銭五厘即ち全部（八十万石分）にて二百万円
の節約となる。
一金三百四十四万円也　壜詰二百万石運賃及配達費
壜詰は樽入より運賃及配達賃に於て二割五分増すものとし石当り一円七
十二銭と仮定す。
合計一億九千九百七十万円
の三分の一即ち
約六千七百万円。（三共株式会社の計算方法に據る。但し資金回轉度数、
仕込勘定の算定は然らず）
而して此所要資金八億九千百万を三分半利附公債の発行により調達する
ものとすれば其の公債額面總高は約九億四百万円を要するであらう。
即ち次の如し
公債額面六億六千四百万円也　賠償公債として現業者へ交附用。
公債額面一億七千万円也　新規製造固定資産用
額面百円、手取金九十六円として額面一億七千万円公債手取金一億六千三

百二十万円、即ち所要新規固定資金一億六千万円に対して現金三百二十万円余裕。

公債額面七千万円也　運轉資金六千七百万円用

額面百円、手取金六千七百二十万円、即ち所要運轉資金六千七百万円に対し現金二十万円余裕

公債額面計九億四百万円也

而してかゝる方法による合成清酒製造販賣專賣の收支予算を掲ぐれば次の如くである。

支出之部

一金六千八百万円也　四百万石仕込勘定

一金千二百万円也　製造費以外の経費

一金三千六百万円也　二百万石樽代

一金七百五十万円也　樽詰二百万石包裝及荷造費

一金二百七十六万円也　樽詰二百万石運賃及配達費

一金七千万円也　壜詰二百万石壜代、箱代、其の他包裝荷造費

一金三百四十四万円也　壜詰二百万石運賃及配達費

一金七千九百四十四万円也　販賣費への口銭

樽詰二百万石販賣額三億二千万円（石当り百六十円）、及び壜詰百九十万石（二百万石中五分の破壊を見込む）販賣額三億四千二百万円（石当百八十円）の合計六億六千二百万円の一割二分（賣捌人四分、小賣人八分の口銭とす）

一金三千百六十四万円也　公債九億四百万円の三分半利

計金三億千七十八万円也

收入之部

一金三億二千万円也　樽詰二百万石賣上高

一金三億四千二百万円也　壜詰二百万石（五分の破壊を見込む）賣上高

計金六億六千二百万円也

收支差引

三億五千百二十二万円也

いまこれを昭和八酒造年度に於ける清酒税收入一億六千四十八万円余に比するに、約一億九千七十四万円の増收となる。

此の剰余金一億九千七十四万円を以て発行公債を買收償却するとし其の買
價を額面百円に対し九十七円とすれば、賠償公債六億六千四百万円は四ヶ
年にて償却し得て尚一億千八百八十八万円の剰余を生ずること、なる。
又公債金額九億四百万円を償却するとするも五ヶ年にて償却するを得て尚
七千六百八十二万円の剰余を生ずる計算となる。

第八節　合成清酒による清酒専賣実施案

合成清酒による清酒專賣の実施方法については慎重なる考慮を要し、諸種の事情を考慮し、最も穏健妥当なる方法を採らねばならぬことはいふまでもない。

先づ專賣權の範囲を如何に定めるかであるがこれは政府自ら合成清酒の製造販賣を行ふことゝする。即ち完全專賣若くは全部專賣とする（註）

註　專賣权の範囲の見地から観たる專賣の方法としては一、原料又は半製品の販賣を独占するもの、二、專賣貨物の製造を民間に委して、製品の販賣のみを独占するもの、三、製造並に販賣共に独占するもの、三種が考へ得るのであるが、既に述べたるがごとく財政上の目的を以て專賣を実施するにあたり、「販賣專賣」を以てしては財政上の目的を達するに不充分」である。製造販賣專賣を実施するのが財政上其他諸種の目的を達する上から観て有利であると思はれる

尚諸外国の酒類專賣制度を観ても販賣專賣を実施せるものなく、何れも製造販賣專賣を実施してゐるのであり、又我国の台湾に於ける酒專賣制度を観ても一般酒類については製造及販賣の両方面に亘り完全專賣を

行ってゐるのであつて、このことは既に述べたるところである。

然らば政府自らが合成清酒の製造販賣を行ひ、合成清酒の完全專賣を実施するに当り、如何なる方法によるべきであるか。

最も穏当なる方法として、政府が従来の清酒製造設備、製造权、商標权等清酒製造に関する一切の設備、权利を買收し、政府が之に代り合成清酒の製造販賣を実施する方法が選ばるべきであると思はれる。（註）

註　若しも政府が清酒製造業者に対し何等賠償をなすことなく、一片の法令を以て清酒の製造を禁止し、政府自らが合成清酒の製造、販賣を実施することを得るとするならば、合成清酒による清酒專賣の実施は、まことに容易であると云へよう。現に米国が禁酒法を実施するに際しては当業者に何等の賠償をなすことなく、單に法令を以て酒類の製造、輸入、販賣を禁止するといふがごとき極端なる擧に出でたとのことである（勝本国士「合成清酒と清酒專賣に就て」九〇頁参照）

然しながら、單に一片の法令のみを以て清酒の製造を禁止せんとするがごときは決して穏当なる方法とは云へないであらう

まことに谷口吉彦博士の云はれるごとく一般に国民生活の発展のために行はるゝ社会制度の変革に当っては、多数の国民の利益のために、一部国民の犠牲となることは、まことに社会発展の一の鉄則と言へる。

であらう。

合成清酒による清酒專賣の実施が、財政上、社会政策上、保健衛生上多大の利益を期待され、諸種の必要のため、殊に非常時財政の要求に応ぜんがために、断行されるに於ては、国家及多数国民は多大の利益を享けるのであるが、その半面に於て、清酒製造業者が不利を蒙るべきことを忘れてはならない。固よりこのことは国家的大局的見地より是認されるべきことであるとも云へるであらう。然しながら、この場合、合成清酒の專賣実施によって利益する国家は之によって犠牲を蒙るべき清酒製造業者に対して相当の賠償をしなければならない。それは、今日の社会の埒内における変革である限りは必要なる要件をなすことは云ふまでもない。

谷口吉彦「米專賣の問題」　一五〇、一頁参照。

尚我国に於ては先年煙草專賣を実施せる際、政府が当業者に対して相当の賠償をなしたことは周知のごとくであり、又台湾に於て酒類專賣を

実施するに当っては原則として、販賣業者は之を酒類賣捌人及び酒類小賣人に指定する事によって專賣事業に吸收し、製造業者からは營業及び資本を取上げ、其の代價として禁業交付金と徴收補償金とを與へることにしたのである。

汐見三郎「臺湾の酒專賣」経済論叢（昭一一、一、一）参照

合成清酒による清酒專賣の実施に要する資金は如何にして調達するか

これは公債に仰ぐことゝし、長期公債（例へば五十年）を発行し、公債利子は低利（例へば三分半）とする（註）

註　合成清酒專賣実施に要する資金及び其收支計算については既述せるところである。

合成清酒による清酒專賣の創始については上述せるところでその大綱について述べたから、進んで製造方面及び販賣方面について述べよう。

先づ製造方面であるが、合成清酒の製造工場は全国各地適当の場所に配置すること、する（註）

註　生産費の節約といふ点から観れば、大規模生産が有利であり、従って大規模工場で大量生産を行ひ、これを全国各地に送るのが有利とも云へようが、配給費用の節約といふ点から考へれば、成るべく全国各地に多数の工場を設ける方が有利である。合成清酒のごとき運賃及び配達費の相当にかゝるものについては配給費用の節約は相当重視されるべきであって、生産費の節約よりも重要と考へられる。この点を考慮して製造工場の配置を決定しなければならない。

合成清酒を賣出すにはどうするか、これには品等、風味を異にする銘柄のもの数種製造し、この銘柄及び價格を全国的に統一すること、する。而して品等によって賣價を定め、実際生産費以上に高級酒と下級酒との賣價の差を大ならしめ、以て負担の公平を計り、社会政策的要求に適応せしめること、する。（註）

註　既に述べたるごとく、合成清酒は一度配合が決定すれば殆ど同一の品質のものを任意の量に造ることが出来、且つ又嗜好に応じ、甘口、辛口濃淡等任意に加減し得るのであって、数種の銘柄のものを製造し、その價格を全国的に統一することは容易に実行し得るのである。

次に販賣方面について述べよう。賣捌人と小賣人との二級制度として、賣捌人には従来の清酒製造業者、酒問屋を、小賣人には従来の小賣人を他の者

に優先して指定することゝする。(註)

註　専賣制度に於ける販賣機関をどうするかといふ問題については、之を専賣機関の直営とするか、或はまた従来の配給組織を利用して販賣に当らせるか、いづれかの方法が考へられる。

現実の問題としては、販賣機関を直営とするか、従来の問屋、小賣人を、賣捌人或は小賣人に指定するかである。先づ直営とすると、その取扱量が少いこと、なって配給費用が高くつくであらう。また配給経費を高くしない様にすれば、販賣機関の数が少くなり、消費者にとって不便となる。そこで小賣人には従来の小賣商を指定するがよい。又賣捌人には従来の清酒製造業者、酒問屋を指定する。かくのごとく従来の清酒製造業者、酒問屋、小賣人を他の者に優先して指定すれば、専賣創始の困難はこの点に於て軽減されることゝなり、国家にとって有利なるは勿論業者にとっても消費者にとっても好都合であらうと思はれる。

(谷口吉彦「米専賣の問題」昭和七年一四六―一四八頁参照)

尚台湾に於ける酒専賣制度に於ても酒類賣捌人については、酒類専賣実施後に於て其の営業を禁止せられる製造業者、移入業者並に販賣業者

の主なる者を他の者に優先して之に指定し、酒類小賣人については、制度実施当時の既存小賣人を之に指定した。従って酒類販賣の方面では数収補償金の問題も禁業交付金の問題も起らなかったのである。

汐見三郎「台湾の酒専賣」(経済論叢(昭一一、一))

賣捌人の手数料は区域により、三分乃至六分とし、小賣人のそれは全国一率に八分とする(註一)而して賣捌人に対しては三ケ月延納担保制を認め、小賣人は現金制とする。定價制度を厳守すべきは勿論である。然しながら、料理屋の提供する酒は単なる商品としてゞはなく設備サービス其他が加はるから、之については定價厳守の適用はないこととする(註二)

註一　賣捌人は小賣人店鋪に至る迄の運送費を負担するのであるから、土地の便否其他の事情によって、適当の等級に分ちその手数料を定める。交通不便の地方には手数料を多くして、その運送費を補はしめるのである。

尚台湾では大階級に分ち、定價の三分、三分五厘、四分、四分五厘、五分、六分となってゐることは既述せるごとくである。

註二、汐見三郎「台湾の酒専賣」経済論叢、昭一一、一、一、参照

最後に、輸出については輸出組合等をして当らせるがよいと思ふ。（註）

註　現在極めて微々たるものであるが、將来外人の嗜好に合ふものを製造し、増加しないとも限らない、これは大膽、迅速なる行動を必要とするし、また、国家が他国の産業家と市場を争ふとなれば、経済的闘争が直ちに政治問題化して面白くないといふ虞れもあるから、輸出組合などをして当らせ、之に対して一定の價格で賣渡せばよいであらう。尤もこの場合、賣渡價格と国内市價と一致する必要はない。又場合によっては奬励金を與へてもよいであらう。（完）